

第 51 回 香 芝 警 察 署 協 議 会

開 催 日 時	令和 7 年 2 月 5 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで (90分)	
開 催 場 所	香芝警察署 研修場	
	委 員 (定数11名)	畑守会長 成井副会長 下村委員 勝良委員 千葉委員 當麻委員 堀内委員 山下委員 福辻委員 以上 9 名
	警 察 署	署長 副署長 警務課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 以上 9 名
議 事 概 要	1 会長挨拶 本日は、悪天候の中、お越しいただきありがとうございます。 本日は、「災害の備え」について諮問があると伺っている。また、能登半島の被災地に派遣された署員から体験談を聞かせていただけると伺っており、それを参考にして、本日は意見を交わすとともに、我々自身の勉強にも役立てたいと思う。本日は、よろしくお願い申し上げます。 2 署長挨拶 本日は、悪天候の中、警察署協議会にご出席いただきありがとうございます。 昨年 1 月、能登半島で地震が発生し、石川県を中心に甚大な被害が出た。また、8 月には日向灘で震度 6 弱の地震が起き、南海トラフの巨大地震に注意という発表があった。また、地震以外にも夏季にはゲリラ豪雨の発生があり、これまでに経験したことのないような雨が降るということがあった。これらの自然災害に対する備えとして、当署でも装備資機材や訓練といった準備をしている。これに加え、香芝市や広陵町の地理や道路事情、これらの地域特性を踏まえたものを捉えて、より万全なものにブラッシュアップして参りたいと考えている。本日は、地域の事情に詳しい皆様にご意見を賜りたいと考えている。 3 議事 (1) 令和 6 年中の業務推進状況について 各課長から業務推進状況について報告 ① 警務課長 ・ 警察安全相談等の受理状況 ・ 令和 6 年 10 月～12 月の主な取組状況 ② 会計課長 ・ 遺失・拾得事務の取扱状況 ③ 生活安全課長 ・ 犯罪情勢（令和 6 年中） ・ 管内犯罪情勢・認知状況（令和 6 年中） ・ 主な事件検挙（令和 6 年 10 月～12 月） ・ 防犯取組関係（令和 6 年 10 月～12 月） ④ 地域課長 ・ 令和 6 年 (12 月末) の地域警察官活動状況 ・ 交番等における突発事案対応訓練の実施 ・ 四輪訓練の実施 ・ 新型警光灯パトカー配備に伴うパトカーの展示及び防犯講習の実施 ⑤ 刑事課長 ・ 管内の犯罪状況 ⑥ 交通課長	

- ・ 管内の交通事故発生状況（令和 6 年中）
- ・ 業務推進結果（令和 6 年中）

⑦ 警備課長

- ・ 官民一体となったテロ対策
- ・ 警護警備
- ・ 不法滞在関連事犯の検挙及び外国人技能実習生に対する安全教室の開催
- ・ 災害警備対策

(2) 諮問

「平素における災害への備えについて」

(3) 答申

訓練は、たとえ同じような内容でも繰り返して行うことで練度が高められると考えられることから、引き続き、装備資機材の点検や操作訓練などを継続していただきたい。平素においては、自治体、消防署、医療機関及び民間企業などの関係機関や団体との連携をより一層強化していただき、情報共有や災害発生を想定した合同訓練などを企画・実施していただきたい。

また、住民自身が災害に備えることも重要であり、各種の安全教室やイベント等の機会を捉え、住民の危機管理意識の向上にも努めていただきたい。

(4) 意見要望・質問

① 署機能移転について

【委員】

香芝警察署は香芝市と広陵町を管轄しているが、管内の端に所在する智弁カレッジで良いのか。

【警察】

智弁カレッジと協定を結ばせていただいているのは、同所が交通の便が良いということと、部隊駐留が可能なグラウンドがあるという観点で選定している。しかしながら、複数の拠点というのは必要と考えるので、今後、新たな提携先を検討していく。

② 詐欺電話について

【委員】

自宅に総務省をかたる内容の詐欺電話があった。警察ではこのような電話を把握しているのか。

【警察】

詐欺の電話は、N T Tやインターネットホットラインセンター、警察官等かたりぐちを変えてくる。

これらほとんどが詐欺の電話だと把握しているので注意してほしい。相談も受けており、総務省かたりは、昨年当署で29件、今年は9件ある。音声アナウンスで電話がかかり、そのガイダンスに従い進んでいくと、最終は犯人に繋がるので、気をつけてほしい。また、詐欺の電話は国際電話からかかってくる人が多いので、国際電話を無償で休止するサービスの利用を勧めている。併せて、ナポリスの登録もお願いしたい。

4 警察署協議会の議事録

当警察署協議会の議事録については、「個人のプライバシーに関する事項及び協議会の議決により公表しないと決定した事項を除いたもの」を作成して閲覧に供すると全会一致で決定した。

5 次回の協議会日程

次回の協議会は令和 7 年 6 月中を予定している。